



福岡医発第 3185 号（地）

令和 4 年 2 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関しましては、令和 3 年 8 月 20 日付（福岡医発第 1526 号（地））文書にて第 26 報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取扱いに関する第 27 報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

これまで、第 2 報、第 9 報等において、通所系サービス事業所が居宅を訪問してできる限りのサービスを提供した場合における、臨時的な報酬の取扱いが示されております。

今般の事務連絡では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）により、まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域における介護報酬の算定について、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続するという観点から、①訪問サービスへの切替、及び②通所サービスの提供時間短縮における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる旨の内容が示されております。

なお、本件の対象事業所は、新型インフルエンザ等対策特別措置法によるまん延防止等重点措置等の措置の実施区域に所在する通所系サービス事業所であり、対象期間は、令和 4 年 2 月（サービス提供月）からまん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービス提供月とのことです。その他、留意事項や参考事例につきましては、本事務連絡をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 1 5 4)
令和 4 年 2 月 10 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準
等の臨時的な取扱いについて (第 27 報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いに関しましては、令和3年8月13日付 (介 76) 文書にて第 26
報のご連絡を申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時
的な取り扱いに関する第 27 報が発出されましたのでご連絡申し上げます。

これまで、第 2 報、第 9 報等において、通所系サービス事業所が居宅を訪
問しできる限りのサービスを提供した場合における、臨時的な報酬の取扱
いが示されております。

今般の事務連絡では、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24
年法律第 31 号) により、まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとさ
れた区域における介護報酬の算定について、感染防止対策を更に徹底しな
がら必要な介護サービスを継続するという観点から、①訪問サービスへの
切替、及び②通所サービスの提供時間短縮 における報酬の取扱いとして、
居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサー
ビス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる
旨の内容が示されております。

なお、本件の対象事業所は、新型インフルエンザ等対策特別措置法
によるまん延防止等重点措置等の措置の実施区域に所在する通所系
サービス事業所であり、対象期間は、令和 4 年 2 月 (サービス提供月)
からまん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービ
ス提供月とのことです。その他、留意事項や参考事例につきましては、
本事務連絡をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市
区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し
上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.1034

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）

（令4.2.9 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第27報）
計2枚（本紙を除く）

Vol.1034

令和4年2月9日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3981、3983)

FAX : 03-3595-3670、03-3503-7894

事 務 連 絡
令和4年2月9日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第27報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）」（令和２年２月２４日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第９報）」（令和２年４月１５日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等において、通所系サービス事業所が居宅を訪問しできる限りのサービスを提供した場合及びサービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行う場合の報酬の取扱いとして実際のサービス提供時間の区分に対応した報酬区分で算定する等が示されているが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）によりまん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域において、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続するという観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。

（答）

新型インフルエンザ等対策特別措置法によりまん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら（※）必要な介護サービスを継続するという観点から、

①訪問サービスへの切替

及び

②通所サービスの提供時間短縮

における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる。

（※）感染防止対策の更なる徹底としては、「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>）を遵守した上で、例えば、

- ・ 利用者の一部又は全部を訪問に切り替える
- ・ サービス提供の場を通常の事業所と公民館等の場所とに分け利用者を区分する
- ・ 利用者を午前と午後に区分する

等により利用者の導線を分けることなどが考えられる。

（対象事業所）

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法によるまん延防止等重点措置等の措置の実施区域に所在する通所系サービス事業所

（対象期間）

- ・ 令和４年２月（サービス提供月）からまん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービス提供月

(留意事項)

- ・ 本取扱いにより算定する予定がある場合は、請求日より前に、指定権者に所定の様式（別添）をメール等により提出する必要がある。（指定権者は提出された様式を適宜保管。）
- ・ 上記①若しくは②を提供する場合又は①及び②等を組み合わせて提供する場合においても、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を上限とする。
- ・ 本取扱いにより算定する場合は、代替サービスの提供時間等（準備、移動時間、電話による安否確認等の時間を含む）が、
 - 1) 居宅サービス計画書に位置付けられた一日の提供時間の半分程度以上
又は
 - 2) 一週間のサービス提供計画からサービス提供日数を減らすことによってサービス提供時間を可能な限り短くする工夫を行う場合については、居宅サービス計画書に位置付けられた一週間分の総提供時間の半分程度以上
（事業所でのサービス提供を行わないこととした日も、電話による安否確認や短時間の訪問等を行うこと）
に相当することを要件とする。
- ・ 利用者への説明及び同意が必要である。

同意については、サービス提供前に説明を行った上で得ることが望ましいが、サービス提供前に同意を得ていない場合であっても、報酬請求前までに同意を得られれば当該取扱いを適用して差し支えない。（例えば、2月のサービス提供日が、8日・29日である場合、同月の初回サービス提供日である2月8日以前に同意を得る必要はない。）

当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所により同意取得を行うこととするが、必ずしも書面（署名捺印）による同意確認を得る必要はなく、保険者の判断により柔軟に取り扱われたい。説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておくこと。

- ・ 通所系サービス事業所は、必ず居宅介護支援事業所と連携することとする（本取扱いにより算定を行うことの事前連絡等）。

居宅介護支援事業所においては、基本的には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表等）に係るサービス内容の事後の見直しは不要であるが、標準様式第5表等を活用して、今般の取扱いに係る経過を記録する必要がある（サービス提供後で可）。

【参考 1】

1) 日単位で見えて算定する場合の例

- ・計画上の時間が「7 時間」であるところ、実際のサービス提供時間等が「3.5 時間」以上である場合に、計画上の提供時間に対応した報酬区分である「7 時間以上 8 時間未満」を算定。

2) 一週間のサービス提供計画からサービス提供日数を減らすため、週単位で見えて算定する場合の例

- ・計画上の時間が「月曜：7 時間、水曜：7 時間、金曜：7 時間（計 21 時間）」であるところ、実際のサービス提供時間等が「月曜：6 時間、水曜：6 時間、金曜：通所事業所内でのサービスなし（※）（計 12 時間）」である場合に、月曜・水曜・金曜の 3 日分について、計画上の提供時間に対応した報酬区分である「7 時間以上 8 時間未満」を算定。

（※）事業所でのサービス提供を行わないこととした日も、電話による安否確認や短時間の訪問等を行う。

【参考 2】新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの取扱いと今般の取扱い (下線部分が相違点)

	これまでの取扱い	今般の取扱い
① 訪問サービスへの切替	(第 2 報 (令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡) 等) ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限 ・サービス提供時間に応じた報酬区分を算定 ・サービス提供時間が短時間の場合は、最短時間報酬区分を算定	(第 27 報) ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限 ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を算定
② 通所サービスの提供時間短縮	(第 9 報 (令和 2 年 4 月 15 日付事務連絡)) ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間を下回ったときは、実際に提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分で算定	(第 27 報) ・居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間を下回ったときでも、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を算定